

引っ越しをしたら住民票を移しましょう

市HP▶引っ越し 検索



～住所異動の届け出は、行政センター(旧区役所)や支所、協働センターなどでもできます～

3月10日(月)から4月14日(月)までの期間は

区役所の区民生活課窓口が**大変混雑**します

区役所以外の施設を利用し、窓口の混雑緩和にご協力をお願いします。



区役所・行政センター総合案内

問い合わせ先が分からない時は、各区役所・行政センター総合案内に問い合わせてください。

区役所	電話番号	行政センター(旧区役所)	電話番号
中央区役所(市役所内)	457-2111	東行政センター	424-0111
		西行政センター	597-1111
浜名区役所	587-3111	南行政センター	425-1111
天竜区役所	926-1111	北行政センター	523-1111

住所異動届を取り扱っている施設一覧(区役所以外)

区	区分	施設名
中央区	行政センター	東・西・南
	支所	舞阪
	協働センター	東部・富塚・高台・佐鳴台・ 県居・曳馬・三方原・蒲・天竜・ 長上・笠井・積志・神久呂・ 入野・伊佐見・和地・庄内・ 篠原・南陽・五島・白脇
	市民サービスセンター	北部・駅前・高丘葵・飯田
浜名区	行政センター	北
	支所	引佐・三ヶ日
	協働センター	都田・中瀬・鹿玉
	市民サービスセンター	新都田
天竜区	支所	春野・佐久間・水窪・龍山
	ふれあいセンター	竜川・熊・上阿多古・下阿多古・ 浦川・山香・城西
	市民サービスセンター	鹿島

※施設によって取り扱いできない届け出がありますので、事前に問い合わせてください

【例1】外国籍の人の住所異動の届け出(区役所、行政センターのみ受付可)

【例2】マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードへの新住所などの記載を伴う住所異動の届け出(区役所、行政センターおよび一部の協働センター、市民サービスセンターのみ受付可)

スマートフォンやパソコンで

オンライン転出届



市外への引っ越し(転出)の場合、マイナンバーカードを使ってオンラインで手続きすることができます。

市HP▶オンライン 転出届 検索



住所異動 届け出のための

臨時届出窓口を日曜日に開設します

中央区役所区民生活課 ☎457-2125

日時:3月30日(日)、4月6日(日) 9:00～11:30

場所:中央区役所区民生活課(市役所本館1階)

できること:異動する本人による転入・転居・転出の届け出

《以下の手続きは臨時届出窓口では届け出ができません。ご注意ください》

- ◆戸籍届(前々日閉庁時からの届を含む)を伴う異動の手続き
- ◆他市区町村や年金事務所などへの問い合わせを必要とする手続き など

注意:転入、転居は引っ越しが終わり、住み始めてから行う届け出です。転出の場合のみ、引っ越しの前に届け出ができます

届け出ごとに必要な持ち物

届け出	持ち物
転入 (浜松市へ住所を移す)	・転出証明書(転入前の市区町村で交付された場合のみ) ・負担区分証明書(後期高齢者医療保険該当者のみ) ・在学証明書(小・中学生のみ、卒業生は卒業証明書)
転居 (浜松市内で住所を移す)	・保険証など※1 ・在学証明書(小・中学生の転校手続きの場合)
転出 (浜松市外へ住所を移す)	・保険証など※1 ・市民カード(持っている人)
※1 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険のうち該当する証書	

※上記の内容は、臨時窓口開設時のものです

コンビニエンスストアの

証明書交付をご利用ください



マイナンバーカードがあれば、コンビニエンスストアに設置されたマルチコピー機を使って、証明書を取得することができます。

戸籍・住民票・
印鑑証明交付→

市HP▶

コンビニ交付 戸籍 検索



税務証明書
交付→

市HP▶

コンビニ交付 税 検索

